

○議長（小林哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回開成町議会定例会3月会議（第3日目）の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（小林哲雄）

日程第1 議案第13号 開成町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。行政手続法の一部改正により、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町行政手続条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第13号 開成町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町行政手続条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

まず初めに、今回の条例改正の趣旨及び経過についてご説明申し上げます。

行政手続法は、行政が行う処分や行政指導などの手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利・利益の保護に資することを目的としてございます。

国民の救済手段の充実・拡充を図る観点から、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。この改正法は、行政指導の中止等の求め、処分の求め等の手続を追加してございます。また、行政手続法では条例等に基づく処分や行政指導については適用除外とされているため、同法の趣旨にのっとり、当町においても同様の条例の一部改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてご説明させていただきたいと思います。

改正につきましては3点ほどございます。まず最初に、行政指導の方式、根拠等の明示が義務づけられました。こちらは、行政手続法では第35条の改正内容でございます。内容でございますけれども、行政指導に携わる者は、行政指導する際に行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手側に対して権限を行使し得る根拠となる法律または条令等の条項、条項に規定する要件等の理由を示さなければならないとされました。

二つ目に、行政指導の中止等の求めでございます。こちらは、行政手続法第36条の2が新設されました。行政機関から法律または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が法律または条例等に規定する要件に適合しないと思う場合に、行政機関に対し、その旨を申し出て再考を求める申し出の手続を定めています。

三つ目に、処分等の求めでございます。こちらは、行政手続法では第36条の3が新設されました。何人も法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し適正な権限行使を促すための手続ができることとされております。

以上、3点が改正の内容でございます。

それでは、条例案につきまして説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号。

開成町行政手続条例の一部を改正する条例。

開成町行政手続条例（平成9年開成町条例第15号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、表の改正前と改正後をご覧いただきたいと思います。

まず、目次でございます、第4章の次に第4章の2を新設し、処分等の求め（第36条の2）を新設してございます。第2条で「名宛人」と次ページの第3条第6号の「関わる」については、それぞれ常用漢字に追加されたことにより、おのおの漢字表記とするものでございます。「名宛人」と「関わる」については、記載箇所全て漢字表記に改正してございます。第3条では、適用除外の範囲を第4章から第4章の2まで規定を改正するようになってございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第33条第2項は新設でございます。

すみませんけれども、5ページをご覧いただきたいと思います。

5ページの一番上段ですね、1行目になりますけれども、すみませんけれども語句の訂正をお願いしたいと思います。「行使する」と記載されていますけれども、「行使し」、「する」を「し」に訂正していただきたいと思います。「行使し」ということで、お願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、第33条第2項は新設でございます。行政手続法の改正によりまして、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとする規定が追加されてございます。また、第2項が新設されたため、第2項を第3項に、また「前項」からを「前2項」に改正してございます。

第34条の2、行政指導の中止等の求め、こちらも新設でございます。行政手続法の改正によりまして、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導

が法令に規定する要件に適合しないと料するときは、行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる制度が新たに設けられました。行政手続条例においても、行政手続法と同様の規定を設けたものでございます。

第2項では、申し出をする場合は次に掲げる事項を記載した申出書を提出するものとしてございます。第3項では、申し出があった場合は、町の機関は必要な調査を行うこととされました。

続きまして、第36条の2は処分等の求めでございまして、こちらも新設でございまして、行政手続法の改正によりまして、何人も、法令に違反する事実がある場合においては、その是正のためにされる処分または行政指導がされていないと料するときは、処分をする権限を有する町長等または行政指導する権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導することを求めることができる制度が新設されました。そのため、町長等が行う条例等に基づく処分及び町の機関等が行う行政指導についても同じく、行政手続法と同様に処分等の求めをすることができるようにするため、手続条例に新たに規定を設けたものでございます。

第2項では、申し出をする場合は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出するものとしてございます。

第3項では、申し出があった場合は、町長等または町の機関は必要な調査を行うこととされました。

附則でございまして、附則の第1項では、施行期日、行政手続法と同様に平成27年4月1日とさせていただきます。

第2項、第3項は、当該条例を引用している二つの条例の条項整理をするものでございます。

第2項です。開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条の2、第2項をご覧いただきたいと思っております。第33条第2項を新設したため、項が1個ずつずれるため、第33条第3項を第33条第4項に、第33条第2項を第33条第3項に改正するものでございます。

附則の第3項です。開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部改正についても、同様の理由によるものでございます。

説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今回の条例については、ちょっと難しいなと思ってよく見たのですが、その中でわからないところがありますから質問いたします。

まず、5ページの(1)の1号のところの当該権限を行使し得る根拠となる条例というふうにあります。この根拠となる条項というのは、どういうものなのかわからないので教えていただきたいということが1点と、その下の32条の2のところで行為の是正を求める行政指導とあります。行政指導ということは、法的に違反行為があるものを是正させるというようなことであろうかと思えます。義務的な行為ではないのかなというような感じがいたしますが、そこのところをどういうふうに取り扱うのかなということ

で。
その下にいきますと、当該行政指導の要件に適合しないというような形で記載されています。行政指導の要件がどういう範囲に及ぶものかというのがちょっと不明でありますので、教えていただきたいのと、もう一つ、36条の2項の真ん中からちょっと下のところで「町長等」というのが記載されていますが、この「町長等」の「等」がどこまでの範囲を示すのか、あと町長以外に何を示すのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

では、ご質問に答えさせていただきます。

まず、「町長等」というものでございますけれども、「町長等」というのは町長と町の執行機関、例えば選挙管理委員会とか農業委員会とか、そういう町の執行機関を、あと評議員会ですね、そういうものを指してございます。

それと、33条の条項というところでございますけれども、こちらは町の機関ということで町に定められました条例、規則、その条例何条何項、そういうものを根拠と指してございます。

それと要件ということですが、条項に規定している、例えば、こちらは行政指導の方式ということなので、行政指導する場合に、条項に明記されているもの、例えば、こういう要件があるとか、この要件がないとか、その中身のことを指してございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

では、指導要綱みたいなものが別途あるということでよろしいのでしょうか。記載されたものがあるということで、よろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

記載したものというのではなくて、条例、規則等に規定されているものを指してございますので、基本的には指導要綱というものではないというものでございます。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○ 2 番（高橋久志）

2 番、高橋です。今の質問にも関連いたしますけれども、今回の条例改正に伴って新設する箇所もございます。改めて規則は、これに沿った形で見直しをするというふうに私は理解しておりますけれども、そのような形だと理解していいのかどうか確認させていただきたいと思います。

そこで、今回の処分等を求め行政手続法第 36 条の 3、これが新設されているわけでもございまして、これは内容的にはそのとおりだと理解をしているところです。そこで、6 ページの処分等の求め、第 36 条の 2 の 2 項の関係でございますけれども、先ほど論議がございましたけれども、一般町民が申し出するのに、よりわかりやすくこういった手続ができるような、この条例だけではなかなか町民の方が理解しにくいという関係で、これらについての説明とか内容等について、よくご相談に乗った形でこの形を進めていただければと思います。

それとあわせて、ここに申し出の関係で 1 から 6 まであるのですが、法律に基づいた形で条例改正されていることは私は理解しておりますけれども、もっと簡素化してこの手続ができるようなことは考えられなかったのかどうか。これは、あくまでも国基準の関係で、こうせざるを得ないということなのかどうか、説明をお願いします。

○ 議長（小林哲雄）

総務課長。

○ 総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

条例上は、高橋議員のおっしゃるとおり、なかなか内容は難しい文言も書いてございますので、その際は、住民の方がそのようなことがあれば、こちらのほうで易しく、易しくといっておかしいのですけれども、説明させていただいて、こちらの申出書を作成するようなことでやっていきたいと思っています。

こちらは、条例は条例のみしかございません。規則等はございませんので、この条例に基づくとということで、規則等は考えてございません。

○ 議長（小林哲雄）

2 番、高橋議員。

○ 2 番（高橋久志）

やはり、この条例だけでは非常に難しいし、町としても、この手続を進めるに当たって、公平な形で運営するためには規則等を設けたほうがいいと私は感じるのですけれども、設けなくても済むという何か理由があるのですか。

○ 議長（小林哲雄）

総務課長。

○ 総務課長（小宮好徳）

こちら規則を設けるといってお話でございますけれども、条例上、このように記載されてございますので、先ほど申したとおり、この条例に基づいて行いたいのと、あと議員のおっしゃるとおり、なかなか難しい言葉が結構入っているのは確かでございますので、

そのような中で、行政の職員、職員の皆様方が、今後、そういう行政指導という立場になって指導していかなくてはいけないというのが、今以上に大変重要になってくる部分があると思います。そこら辺の体制が果たして今後、ちゃんと、とれていけるのかどうか、そちら側のほうを逆に言うと心配する部分があるのですが。そこら辺の流れについて、今、述べた部分、そういう裏側があるのかどうか、1点、聞きたいのと、体制がしっかり今後とれていくのか、そこが重要だと思しますので、その2点、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

それでは、お答えいたします。

おっしゃられることは何となくわかるのですが、基本的に権限移譲とは全く関係ない話であって、これ行政手続上の話です。今までも当然、あったわけです。その中の手続の方法等を、より公平性の向上、使いやすさの向上、国では国民と言っていますけれども、救済手段の充実・拡大と、これを図るのだということでございますので、権限移譲云々ということではないと思います。

確かに、では体制的という部分については、総じて言えば、より丁寧という部分はございますから、丁寧という部分は、事務量というふうに言い方を変えれば、それはマイナスになるよりはプラスになろうかと思っておりますけれども、ただ、ご心配される部分というのは、これは、まだ日常業務としてどれだけの部分があるかというのはわからない部分もございますので、それほどのこの法改正があったからといって人員が非常に足りなくなるとか、そういうことはないと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。それほどないという、業務の支障は出ないということ聞いて安心はしているのですが、調査権限の中で行使するとき、要するに根拠ですね、相手が何々をしているから、これは違反しているのですよということを勧告ないし指導するときに、もととなるものは調査になってくると思います。これを明確に行政手続の中で示した以上は、それなりの体制をとっていかないと、今までどおりというわけにはいかないと。そこら辺は気持ちを入れかえた中で、今後、いろいろな部分で行政指導の部分が強化されてくると。そういう体制というのは、これを機に構築していかなくてはいけないと感じている反面、また、条例等々、規則に違反していた場合、勧告だとか、そういうものができた場合、今後、町民に対して、そういう条例をわかりやすく、どのように啓発、示していくかという。

単なる条例に明記されているから、これは違反ですよでは通らないと思うのです。条例に基づいたものを町民にわからせるために、一つの例で言えば、路上喫煙なんかで言えば、ある判例によれば、広告物が見にくいという部分ではだめですよというような、

もっとわかりやすく周知してくださいよという、そういうような判例なんかも出ている部分では、町民に条例を理解してもらった中で指導、勧告という流れになると思いますので、そこら辺では今後、やはり業務量が多くなってくのではないのかなというところで危惧するのですが。今の答弁だと何か簡単に考えているような感じがするのですが、そこら辺の議論というのが徹底的にされていなかったという理解してよろしいのですか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

繰り返しになりますけれども、これは、あくまでも行政手続について定めた部分でございますから、例えば、それぞれのポジションにおいては、それぞれの所管している法令ですとか条例に基づいて許認可をしたりですとか、その許認可に基づく処分をしたりというのは通常業務でやっているわけですので、その手続について、新たに公平性ですとか、わかりやすくしているよということですので、ちょっと議員のおっしゃる部分というのはあれかなと思うのですけれども。

いずれにしても、行政手続云々に限らず、いろいろ権限に基づいて許認可ですとか処分をしている部分については、防止という部分についても、もし法令違反等のおそれがあるのであれば、事前のPRですとか、これは通常どおり行っていくということで解釈していただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第13号 開成町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。